

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年2月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400566号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400015号

第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑳までの賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から④まで、請求期間⑥、請求期間⑧から⑯まで及び請求期間⑱の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第3欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から④まで、請求期間⑥、請求期間⑧から⑯まで及び請求期間⑱の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成17年12月
④ 平成18年8月
⑤ 平成19年7月
⑥ 平成19年12月
⑦ 平成20年7月
⑧ 平成20年12月

- ⑨ 平成 21 年 6 月
- ⑩ 平成 21 年 12 月
- ⑪ 平成 22 年 7 月
- ⑫ 平成 22 年 12 月
- ⑬ 平成 23 年 7 月
- ⑭ 平成 23 年 12 月
- ⑮ 平成 24 年 7 月
- ⑯ 平成 24 年 12 月
- ⑰ 平成 25 年 7 月
- ⑱ 平成 25 年 12 月
- ⑲ 平成 26 年 7 月
- ⑳ 平成 29 年 12 月

請求期間①から⑳までにおいて、A社から賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑳までについて、請求者から提出された請求期間①及び②に係る給料支払明細書並びに請求期間③から⑳までに係る賞与支払明細書（以下「賞与支払明細書」という。）により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑳までの標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①から⑳までの賞与支払年月日については、事業主の回答から、それぞれ別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑳までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から④まで、請求期間⑥、請求期間⑧から⑩まで及び請求期間⑫について、賞与支払明細書により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額を上回っていることが確認できることから、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額を同表の第3欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①から④まで、請求期間⑥、請求期間⑧から⑩まで及び請求期間⑫の賞与支払年月日に係る標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別 表

第1欄			第2欄	第3欄
請求期間		賞与支払年月日	訂正後の 標準賞与額 (厚生年金特例法)	訂正後の 標準賞与額 (厚生年金保険法 第75条本文)
①	平成15年7月	平成15年7月31日	4万4,000円	22万円
②	平成15年12月	平成15年12月31日	22万円	23万円
③	平成17年12月	平成17年12月9日	23万5,000円	26万円
④	平成18年8月	平成18年8月3日	26万円	27万円
⑤	平成19年7月	平成19年7月31日	28万円	—
⑥	平成19年12月	平成19年12月31日	27万4,000円	28万円
⑦	平成20年7月	平成20年7月31日	28万円	—
⑧	平成20年12月	平成20年12月10日	28万円	29万円
⑨	平成21年6月	平成21年6月10日	28万円	29万円
⑩	平成21年12月	平成21年12月10日	28万円	29万円
⑪	平成22年7月	平成22年7月12日	26万8,000円	29万円
⑫	平成22年12月	平成22年12月10日	28万円	29万円
⑬	平成23年7月	平成23年7月12日	28万円	29万円
⑭	平成23年12月	平成23年12月10日	28万円	29万円
⑮	平成24年7月	平成24年7月10日	28万円	29万円
⑯	平成24年12月	平成24年12月10日	26万円	27万円
⑰	平成25年7月	平成25年7月10日	28万円	—
⑱	平成25年12月	平成25年12月10日	27万5,000円	28万円
⑲	平成26年7月	平成26年7月10日	28万円	—
⑳	平成29年12月	平成29年12月10日	30万円	—